

国民健康保険税処分取消請求控訴，同附帯控訴事件について

事案の概要

本件は，国民健康保険税の滞納があるとして滞納処分を受けた原告が，同税及びその延滞金についての債権は時効消滅していたなどと主張して，被告を相手に，配当処分の取消し等を求める事案である。

〔参考〕

地方団体の徴収金（地方税，延滞金など）の徴収を目的とする権利は，5年で時効により消滅する（地方税法18条1項）。

時効の中断事由として，納付又は納入に関する告知（同法18条の2第1項1号），督促（同項2号），差押え（同法18条3項，民法147条2号），承認（同条3号）などが定められている。

〔時系列〕

- H22. 4. 1頃 原告の父（世帯主）に対し，平成20年度分及び同21年度分の国民健康保険税の税額等の決定及びその通知がされる。
- H23. 1. 26 原告の父に対し，督促状が発せられる。
- H23. 11 原告の父が死亡。
- H24. 1. 24 原告が国民健康保険税の一部を納付する。(①)
- H24. 10. 25 被告が原告に対し「納税義務承継通知書」を送付し，相続人としてH24. 11. 16までに納付するよう求める。(②)
- H29. 1. 10 原告の預金払戻請求権について差押処分がされ，次いで配当処分がされる。

→ 被告は，上記①が「承認」に当たり，また，上記②が「納付又は納入に関する告知」に当たるから，消滅時効は中断したと主張している。

原判決の判断等

- ◇ 原判決は，上記①はその時に納付しなかった部分についての「承認」に当たらないとする一方，上記②は「納付又は納入に関する告知」に当たり，これにより消滅時効は中断したとして，原告による配当処分の取消請求を棄却するなどした。
- ◇ 原告は，上記②が「納付又は納入に関する告知」に当たるとした原審の判断には誤りがあると主張している。